

(お知らせ)

令和 7 年 9 月
京都市都市計画局建築指導部建築安全推進課

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
第 10 条に基づく届出について（お知らせ）

いつも京都市建築行政に御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、電子申請の外部サービスが【京都府・市町村共同電子申請システム】から【京都市建築指導部電子申請サービス】に移行することをお知らせします。

操作方法の一部に少し変更がありますが、届出方法は変わりません。

1 移行スケジュール

○ 新システムの運用開始日：【令和 7 年 10 月 1 日】

※HPから【京都市建築指導部電子申請サービス】の外部リンク先にアクセスする方法に変更はありません。

○ 旧システムサービス停止日：【令和 7 年 9 月 30 日】

※旧システムで提出された添付データにつきましては、令和 7 年 10 月 31 日まで、サーバー上で閲覧が可能です。令和 7 年 11 月 1 日以降は全てのデータの閲覧ができなくなりますので、御注意ください。

2 新システムの操作方法のご案内

HPにおいて、「届出等手順」と「電子申請マニュアル」を更新し掲載しますので、ダウンロードして御利用ください。【令和 7 年 10 月 1 日に公開】

「建設リサイクル届出書（京都市電子申請専用）」エクセルファイルに変更はありません。これまでどおり、御利用ください。

(問合せ先)

都市計画局建築指導部建築安全推進課 222-3613（担当：荻野・山本）

↓ 電子申請による届出等の受付について ↓

URL: <https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000281946.html>